

(案)

図書館管理システムの構築及びクラウド運用保守サービス業務に関する契約書

沖縄県立芸術大学 理事長 波多野 泉 (以下「甲」という。) と  
代表取締役社長 (以下「乙」という。) とは、以下の条項により図書館管理システム (以下「機器等」という。) の構築及び運用保守サービスに関する契約を締結する。

(契約の目的)

**第1条** この契約は、乙が甲に機器等の運用を行うに際し、機器等の適切な操作方法を指導するとともに、機器等が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行うこと、及び甲がこれに対してクラウドサービスと機器保守料及びシステム保守料を支払うことを目的とする。

(機器等の内容)

**第2条** 機器等の内容は、仕様書のとおりとする。

(設置場所及び契約期間)

**第3条** 機器等の設置場所及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 設置場所

① 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館内

② 沖縄県那覇市首里崎山町4-212-1番地 首里崎山キャンパス内

(2) 納入期限 令和6年3月21日

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(料金)

**第4条** 甲が乙に支払う料金は、契約期間の総額として¥ (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥ ( ) とし、月額¥ (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥ ( ) とする。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額 (円未満切り捨て) である。

2 各年度ごとの契約金額の内訳は次のとおりとする。

年度	金額
令和5年度	円
令和6年度	円/月 × 12ヶ月 = 円
令和7年度	円/月 × 12ヶ月 = 円
令和8年度	円/月 × 12ヶ月 = 円
令和9年度	円/月 × 12ヶ月 = 円
令和10年度	円/月 × 12ヶ月 = 円

(支払)

**第5条** 乙は、毎月初めに前月分の月額を甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

**第6条** 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務規程第28条第1項各号に該当する場合は免除とする。

(権利義務の譲渡等)

**第7条** 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(機器等の保守)

**第8条** 本契約機器等の正常な運転を保持するため、乙が行う保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 緊急保守 機器等が故障した場合は、甲の要請により乙は、速やかに技術員を派遣して必要な修理及び調整を行い、引き続き予防保守を併せて実施する。
- (2) 保守時間 本契約による保守は、原則として乙の所定就業時間内に行われるものとする。

2 機器等の修復に要する費用及び設置に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(交換部品)

**第9条** 甲が機器等に使用する交換用バッテリーキット、プリンタ用トナーカートリッジの費用について、交換用バッテリーキットは乙の負担とし、プリンタ用トナーカートリッジは甲の負担とする。

(設置場所の変更)

**第10条** 甲は、第3条に規定する設置場所を変更する場合には予め乙に通知するものとする。

(所有権の表示)

**第11条** 甲は、機器等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機器等の現状を変更するような行為をしてはならない。

(保険)

**第12条** 乙は、乙の費用で機器等に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

**第13条** 乙は、甲の故意又は重過失によって機器等に損害が生じた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(立入及び機密保持)

**第14条** 乙は、機器等の搬入又は交換・修理等のために機器等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙又は、乙の指示に基づいて搬入又は交換・修理等の業務に従事する者は、その職務上知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

**第15条** 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(契約の解除)

**第16条** 甲又は乙は、相手方が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

2 甲は、乙が提供する図書館管理システムの運用保守サービスについて、第1条に掲げる目的を履行する見込みが無いと認めるときは、契約を解除することができる。

3 翌年度以降において予算の当該金額について減額又は削除があった場合。

4 前3項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

5 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

6 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- 7 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- 8 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 9 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約の不履行)

**第17条** 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして、本契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行った後、書面によって本契約を解除することができるものとする。

(契約の費用)

**第18条** 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(機器等の搬入及び返還)

**第19条** 機器等の搬入、指定場所への設置に要する費用は乙が負担するものとする。

**2** この契約の終了又は契約の解除により機器等の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか乙が負担するものとする。

(契約に関する紛争等の解決)

**第20条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地  
公立大学法人 沖縄県立芸術大学  
理事長 波 彗 野 泉

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。